

パキスタンの業種別 関連法・関係機関ガイド

2015年5月

JETRO カラチ事務所

【免責事項】ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性に知らされていても同様とします。

目次

はじめに.....	4
分類 A 製造業	5
A-1. 関連法	5
A-2. 関係省庁、規制組織、業界団体	5
A-3. 最近の法改正	6
第1章 繊維	7
1-1. 関連法	7
1-2. 関係省庁、規制組織、業界団体	7
1-3. 最近の法改正	8
第2章 医薬品	9
2-1. 関連法	9
2-2. 関係省庁、規制組織、業界団体	10
2-3. 最近の法改正	11
第3章 鉄鋼	12
3-1. 関連法	12
3-2. 関係省庁、規制組織、業界団体	12
3-3. 最近の法改正	12
第4章 消費財 (FMCG)	14
4-1. 関連法	14
4-2. 関係省庁、規制組織、業界団体	14
4-3. 最近の法改正	14
第5章 自動車部品	15
5-1. 関連法	15
5-2. 関係省庁、規制組織、業界団体	15
5-3. 最近の法改正	15
分類 B 鉱業・エネルギー	17
第6章 石油・ガス・石炭 (探査)	17
6-1. 関連法	18

6-2. 関係省庁、規制組織、業界団体.....	20
6-3. 最近の法改正.....	20
第7章 発電.....	21
7-1. 関連法.....	21
7-2. 関係省庁、規制組織、業界団体.....	21
7-3. 最近の法改正.....	21
第8章 送電.....	22
8-1. 関連法.....	22
8-2. 関係省庁、規制組織、業界団体.....	23
8-3. 最近の法改正.....	23
分類 C 卸小売.....	24
第9章 卸売.....	24
9-1. 関連法.....	24
9-2. 関係省庁、規制組織、業界団体.....	25
9-3. 最近の法改正.....	25
第10章 小売.....	27
10-1. 関連法.....	27
10-2. 関係省庁、規制組織、業界団体.....	27
10-3. 最近の法改正.....	27
分類 D サービス業.....	28
第11章 通信.....	28
11-1. 関連法.....	28
11-2. 関係省庁、規制組織、業界団体.....	29
11-3. 最近の法改正.....	29
第12章 銀行.....	30
12-1. 関連法.....	30
12-2. 関係省庁、規制組織、業界団体.....	31
12-3. 最近の法改正.....	33
第13章 建設.....	36
13-1. 関連法.....	36

13-2. 関係省庁、規制組織、業界団体.....	37
13-3. 最近の法改正.....	37
分類 E 特別経済区/工業団地など.....	38
E-1. 関係省庁、規制組織、業界団体.....	38
分類 F. 一般的に適用される法律.....	39
F-1. 税法.....	39
F-2. 契約に関する一般的な法律.....	40
F-3. 外国人に関する法律.....	40
F-4. その他、共通する法律・省庁・部署.....	41

はじめに

本レポートでは、様々な産業分野にわたる規制や法律をまとめています。レポートを作成するにあたり、以下の省庁・機関のウェブサイトや、関連する法律などを参考にしています。

1. **パキスタン歳入庁 (Federal Board of Revenue : FBR)**
所得税、売上税、物品税、輸出入関税などについて
<http://www.fbr.gov.pk/SROs.aspx>
2. **パキスタン中央銀行 (State Bank Of Pakistan : SBP)**
外国為替規制・規則などについて
<http://www.sbp.org.pk/circulars/circulars.asp>
3. **パキスタン証券取引委員会 (Securities and Exchange Commission of Pakistan : SECP)**
会社法や会社関連法などについて
<http://www.secp.gov.pk/circulars.asp>
4. **投資庁 (Board of Investment : BOI)**
投資関連のインセンティブなどについて
<http://www.pakboi.gov.pk/>

本レポート内では産業毎に分類しており、複数の産業に適用する規則は、各章で繰り返し掲載し、また、全産業に適用される法律は「一般」部門で別記しています。

州別に定められている法律や、州毎の機関については、シンド州カラチ市を念頭において記載しております。

すべての法律・条令には独自の規則、規制、内規がありますので、実際の事業活動の際には、これら全てを考慮し、判断する必要があります。

本レポートはあくまで参考用であり、関連点をすべて網羅しているものではないため、特定の問題や事業活動について、法律や規定が如何に適用されるかを考慮する場合は、専門家による議論、審議、助言を得ることが推奨されます。

分類 A 製造業

A-1. 関連法

1. 工場法 (Factories Act, 1924) :
工場内の安全性、セキュリティなどを規定する。
<http://www.ma-law.org.pk/pdflaw/FACTORIES%20ACT%201934.pdf>
2. 労使法 (Industrial Relations Act 2012) :
労働者、団体交渉代理人(労働組合など)、労働裁判所などとの関係を規定する。
3. パキスタン標準品質管理庁法 (Pakistan Standards & Quality Control Authority Act 1996) :
PSQCA が 設計、製造プロセスなどをテストし、品質の承認を行う。
4. 関税法 (Customs Act, 1969)、関税規則 (Custom Rules, 2001) :
5. 環境保護法 (Environmental Protection Act, 1997) :
環境影響評価と環境保護庁からの承認について規定。
6. 輸出加工区法 (Export Processing Zones Authority Ordinance, 1980) :

A-2. 関係省庁、規制組織、業界団体

工業生産省 (Ministry of Industries & Production)

<http://moip.gov.pk/>

主に製造業を管轄している。大多数の製造業(例:織物、医薬品、砂糖、エンジニアリング製品など)については、同省以外にも他省庁が関与することが多い。

工業開発局 (Engineering Development Board)

<http://www.engineeringpakistan.com/>

工業生産省下の政府機関で、パキスタンの製造技術の強化を組織目的としている。EDB は、主に製造技術にかかる製品およびサービスの発展、近代化に焦点を当て、技術的発展やグローバル化を目指している。

A-3. 最近の法改正

1. 投入産出係数機関による検査

歳入庁(Federal Board of Revenue)が、SRO 565(1)/2006(2006年6月5日)をSRO 565(1)/2014(2014年6月26日付)により改正。改正事項のひとつとして、製造業企業が発表した投入産出比が、業界の平均と沿っていない場合、投入産出係数機関(Input Output Co-efficient Organization)の専門家が同比率の検証を行うこととなった。開示命令が出される可能性もあるため、各企業にて、自社の投入産出比を証明できるようにしておくことが推奨される。

2. SRO594 にかかる但書の削除

連邦歳入庁(FBR)はSRO 566(1)/2014(2014年6月26日付)によりSRO 594(1)/2009(2009年6月25日)から但書を削除した。SRO 594(1)/2009によって一定の貨物の輸出に25%課税されていた。但し書きは以下のとおりであった:

“Provided that no regulatory duty shall be levied on export of goods made from the material imported under the facility of DTRE as provided under sub-chapter 7 of Chapter XII of the Customs Rules, 2001 or the scheme of manufacturing bonds as licensed under Chapter XV of the said Rules.”

3. 特定の原材料や商品に関する関税免除の削除

歳入庁はSRO 580(I)/2014(2014年6月28日付)により、SRO 559(I)/2008(2008年6月11日付)を改正した。当初「Manufacture of Specified Goods for AJ&K (Survey based)」にて特定された製品製造のために輸入される原材料には関税が減免されていたが、改正により内3品が対象からはずされた。また、関税免除は従価税10%から15%に増加した。

4. 生産受託者が提供するサービスにシンド州売上税が課税

SRO No. SRB-3-4/17/2014(2014年10月16日付)により、シンド州歳入庁(Sindh Revenue Board)は「シンド州サービス売上税規則(2011年)」を改正した。また「ルール42H」を導入し、委託生産で他社のために製造または処理サービスを提供する際の課税や収集の手順を明記した。

同ルールのポイント:

- 生産受託者はシンド州歳入庁(SRB)に登録する必要がある。
- 課税対象となるサービス料は特許取得費用、デザイン料、原料価格をぬいたサービス料の総額である。

第1章 繊維

繊維産業は、パキスタンの製造業の中でも最も重要な産業といえる。パキスタンは綿花の生産が豊富な国であり、数十年間、国家産業の軸となっている。

1-1. 関連法

先に記された製造業全般に適用される法律のほか、下記法律が繊維産業に関連する。

1. 綿繰業規則 (Ginning Rules, 1996)
2. 繊維数量管理政策法 (Textile Quota Management Policy Order 2001)

1-2. 関係省庁、規制組織、業界団体

繊維産業関連の主な事業者団体は以下の通りである。

1. 全パキスタン繊維織物協会 (All Pakistan Textile Mills Association)
<http://www.aptma.org.pk/>
2. カラチ綿協会 (Karachi Cotton Association)
<http://www.kcapk.org/>
3. パキスタン綿繰り業者協会 (Pakistan Cotton Ginners Association)
<http://pcga.org/>
4. タオル製造業者協会 (Towels Manufacturers Association)
<http://www.towelassociation.com/>
5. パキスタン糸商協会 (Pakistan Yarn Merchants' Association)
<http://www.pyma.com.pk/>
6. パキスタン・テキスタイルシティー (Pakistan Textile City)
<http://www.textilecity.com.pk/>

パキスタン・テキスタイルシティーは繊維加工および関連業種専用の工業団地である。カラチ・カシム港 (ポート・カシム) の東工業区内に位置し、総面積 1,250 エーカー、国道からは約 6Km という好立地である。コストパフォーマンスが良く、高い生産性を実現するための織物加工に必要な最先端の環境を提供している。また工業団地内では安定した電力供給、清潔

な水の連続供給、天然ガス、廃水処理及び効率的な輸送システムを提供する。入居希望者はワンストップサービスが受けられる。

1-3. 最近の法改正

1. EUによる特惠関税率の供与

EUがパキスタンに供与する特惠関税スキーム「GSP プラス」は、EUが開発途上国からの輸入関税を免除することにより、途上国の国際貿易参加や輸出収入の増進を促し、持続可能な発展と貧困削減を推進するというものである。本制度下、GSP プラス受益国は通常税率より大幅な減税措置を受けることができる。

2. 特定商品への減税

SRO 565(1)/2014 (2014年6月26日付)により、SRO 565(1)/2006 (2006年6月5日付)を改正し、繊維に関連する物品への輸入関税率を変更した。

例：色素・染料類は15%、繊維機械は5%など。

3. 各種原料に賦課される関税の還付

SRO 754(I)/2014 (2014年8月21日付)により、繊維関連製品の原材料にかかる関税還付率を規定しているSRO 209(I)/2009(2009年3月5日付)を改正した。綿関連品、ポリエステルや綿の染料、難燃性織の織地など、各種原料の関税還付率(1.06%~3.96%内)を新しい付則にて改定した。

4. 地方税の還付申告の手順

パキスタン中央銀行は繊維産業省の Notification No. 1(41)TID/14-RDA (2014年10月22日)に基づき、EPD Circular Letter No. 9 of 2014 (2014年11月19日付)を発行した。同令により、2014/15年度の地方税の還付申告の手順を規定した。

第2章 医薬品

医薬品製造にはパキスタン医薬品規制局の許可が必要とされる。医薬品は同ライセンスに規定された仕様に準拠する必要がある。さらに、包装ラベルには小売価格や警告など様々な表示が必要となる。

2-1. 関連法

医薬品業に特に関連する法は以下の通りである。

1. **パキスタン医薬品規制局法 (Drug Regulatory Authority of Pakistan Act, 2012)**
<http://www.dra.gov.pk/gop/index.php?q=aHR0cDovLzE5Mi4xNjguNzAuMTM2L2RyYXAvdXNlcmZpbGVzMS9maWxILORSQVAIMjBBY3QucGRm>
薬事法の執行、医薬品の地方流通や貿易を管轄するパキスタン医薬品規制局の根拠法。
2. **薬事法 (The Drugs Act, 1976)**
<http://www.dra.gov.pk/gop/index.php?q=aHR0cDovLzE5Mi4xNjguNzAuMTM2L2RyYXAvdXNlcmZpbGVzMS9maWxIL2RvY3MvVGhIRHJ1Z3NBY3QxOTc2LnBkZg%3D%3D>
3. **医薬品ラベル包装規則 [Drugs (Labeling and Packaging) Rules, 1986]**
<http://www.dra.gov.pk/gop/index.php?q=aHR0cDovLzE5Mi4xNjguNzAuMTM2L2RyYXAvdXNlcmZpbGVzMS9maWxIL2RvY3MvRHJ1Z2xhYmVsaW5ncGFja2luZ3J1bGVzMTk4Ni5wZGY%3D>
4. **医薬品許可・登録・広告規則 [Drugs (Licensing, Registration, Advertising) Rules, 1976]**
5. **医薬品控訴委員会規則 (Drugs Appellate Board Rules, 1976)**
6. **医薬品仕様規則 (Drugs Specification Rules, 1978)**
7. **医薬品法 (Pharmacy Act 1967)**
8. **医薬品調査規則 (The Drugs (Research) Rules 1978)**
9. **医薬品 (連邦査察官・連邦医薬品研究所・連邦政府分析官) 細則 [The Drugs (Federal Inspectors, Federal Drug Laboratory & Federal Government analyst) Rules, 1976]**
<http://www.dra.gov.pk/gop/index.php?q=aHR0cDovLzE5Mi4xNjguNzAuMTM2L2RyYXAvdXNlcmZpbGVzMS9maWxIL2RvY3MvVGhIRHJ1Z3NGZWlcmFsSW5zcGVjdG9yc0xhYnMucGRm>

10. 医薬品輸出入規則〔The Drugs (Import & Export) Rules, 1976〕

<http://www.dra.gov.pk/gop/index.php?q=aHR0cDovLzE5Mi4xNjguNzAuMTM2L2RyYXAvdXNlcmZpbGVzMS9maWxIL2RvY3MvSW1wb3J0UG9saWN5T3JkZXJfMjAwOS5wZGY%3D>

11. 北部地域医薬品規則(The Northern areas Drug Rules, 1996)

2-2. 関係省庁、規制組織、業界団体

パキスタン医薬品規制局 (The Drug Regulatory Authority of Pakistan) は医薬品生産にかかわる規制当局であり、以下の業務を管轄する。

1. 医薬品の登録
2. バイオ製品の登録(バイオロジカル・レジストレーション)
3. 医療機器の登録
4. 健康製品の登録
5. 代替医療の登録
6. 医薬品製造ユニットのライセンス発行
7. バイオ製品製造ユニットのライセンス発行
8. 代替医療製造ユニットのライセンス発行

参考 URL:

<http://www.dra.gov.pk/gop/index.php?q=aHR0cDovLzE5Mi4xNjguNzAuMTM2L2RyYXAv>

その他の関連省庁は下記の通り。

1. 保健省 (Ministry for National Health Services, Regulations and Coordination)
2. パンジャブ州保健省 (Ministry of Health Punjab)
<http://health.punjab.gov.pk/>
3. シンド州保険局 (Health Department, Government of Sindh)
www.sindhhealth.gov.pk
4. カイバル・パクトゥンクワ州保険局 (Health Department, Government of Khyber Pakhtunkhawa)
<http://www.healthkp.gov.pk/>
5. バロチスタン州保険局 (Health Department, Government of Baluchistan)
<http://www.balochistan.gov.pk/health/>

2-3. 最近の法改正

特になし。

第3章 鉄鋼

鉄鋼製品はスチールパイプ・チューブ、溶接鋼管、冷間圧延コイル（CRC）または亜鉛めっき（GI）鋼板/コイル、溶融鋼、再圧延鋼などを含む。

3-1. 関連法

鉄鋼業には、前述の「製造業に関わる法律」が適用される。なお、工場法（1934年）により、業務開始前に工場査察官へ通知が必要である。さらに、産業廃棄物・排出物の処理方法には州政府の許可が必要である。また、環境保護庁（Environmental Protection Agency）の承認も必要である。

3-2. 関係省庁、規制組織、業界団体

1. パキスタン鉄鋼溶融業者協会(Pakistan Steel Melters Association)

<http://www.steel melters.com/>

鉄鋼溶融にかかわる業者協会。現在メンバー120社。

2. パキスタン再生鉄鋼業者協会(Pakistan Steel Re-rolling Mills Association)

<http://www.thepakistansteelreollingmillsassoc.enic.pk/>

3-3. 最近の法改正

1. 関税率の変更

SRO 565(1)/2014 (2014年6月26日付)により SRO 565(1)/2006 (2006年6月5日付)を改正。一部物品の輸入関税を変更した。

例：鋼管・チューブ=5%、溶接鋼管=10%、冷間圧延コイル(CRC)、亜鉛めっき鋼板およびコイル=5%。

2. 販売税の納税

SRO 421(I)/2014(2014年6月4日付)にて、歳入庁が「特別工程に関する売上税規則 (Sales Tax Special Procedure Rules, 2007)」を改正。同書内第11章が鉄鋼産業者(鉄鋼溶融ユニット、再圧延ユニット、複合ユニット、電力提供者、製糖工場や船舶解体業が運営する製鉄所・炉など)の販売税納税に関わっている。

3. 鉄鋼の商業輸入者に賦課される売上税(再溶融製鉄・スクラップ)

SRO No. 1028(I)/2014 (2014年11月14日付)により、再溶融製鉄および鉄鋼スクラップの商業輸入業が「Sales Tax Special Procedure Rules, 2007」58Fに追加された。

第58Fは鉄鋼業(鋼溶融、鋼の再圧延、船破壊ユニット、パキスタンスチールミルズ社、ヘビー・メカニカル・コンプレックス社、ピープル・スチールミル社)に対する特別手順の適用を定める規程である。

第4章 消費財(FMCG)

FMCG (Fast Moving Consumer Goods) は Consumer Packaged Goods (CPG) 分野ともいわれる。ブランド品や日用品で構成され、商品回転が速く、量も多い。

4-1. 関連法

FMCG は一般的に食品、トイレタリー、洗剤、消臭剤などで構成される。製造や取引（卸売、小売業）に関する法律全般が適用される。その他、消費財での製造・取引の際には下記の法律がしばしば参照される。

1. 西パキスタン純正食品法 (West Pakistan Pure Food Ordinance, 1960)
2. 兵営地純正食品法 (Cantonments Pure Food Act, 1966)
3. パンジャブ州消費者保護法 (Punjab Consumer Protection Act, 2005)
4. パキスタン・タバコ委員会法 (Pakistan Tobacco Board Ordinance, 1968)
5. 特許法 (Patent Ordinance 2000)

4-2. 関係省庁、規制組織、業界団体

全パキスタン菓子製造販売業者協会 (All Pakistan Confectionary Manufacturers and Traders Association)

4-3. 最近の法改正

1. 関税の減免

SRO 565(1)/2014 (2014年6月26日付)により、SRO 565(1)/2006 (2006年6月5日付)を改正し、一部の物品関税が変更された。

例: 乾電池、靴用接着剤=5%、履物、おむつや生理用ナプキン、液体食品(乳製品やジュース)の加工材料および包装材料=10%、石鹼=15%

2. 調整税の賦課

歳入庁は SRO 568(1)/2014 (2014年6月26日付)により、ヨーグルト、バター、チーズ、果物、ジュースなどを含む 282 品目に調整税 5%を賦課した。

第5章 自動車部品

パキスタンでは大手完成車メーカーがCKD（現地組立）エンジン、シャーシ、部品などを輸入している。また、ボディ、ガラス、ダッシュボード、鍵などは現地自動車部品メーカーから調達している。これらの自動車部品業界は大小様々な規模のメーカーで構成されている。

5-1. 関連法

自動車産業開発プログラム(Auto Industry Development Program by Ministry of Industries, Production and Special Initiatives)

<http://www.pama.org.pk/images/stories/pdf/AIDP/AIDP.pdf>

パキスタン自動車産業、完成車業界、部品業界、5カ年における関税率の計画などを記載している。

5-2. 関係省庁、規制組織、業界団体

1. **技術開発委員会(Engineering Development Board:EDB)**

<http://www.engineeringpakistan.com/>

工業生産省傘下の政府機関で、パキスタンの製造技術の強化を担う。

2. **商務省(Ministry of Commerce)**

3. **パキスタン自動車部品工業会 (Pakistan Association of Automotive Parts & Accessories Manufacturers :PAAPAM)**

<http://www.paapam.com/>

4. **パキスタン自動車工業会 Pakistan Automotive Manufacturers Association**

<http://www.pama.org.pk/>

5-3. 最近の法改正

1. **ハイブリッド電気自動車(HEVs)の輸入関税の免除**

SRO 567(1)/2014 (2014年6月26日付)により、SRO 499(1)/2013 (2013年6月12日付)が改正された。関税分類番号 8703 に該当するハイブリッド電気自動車(HEVs)の輸入時の関税を変更し、1200cc迄の HEVs の関税率が 100%から 50%に引き下げられた

2. アジア系の自動車メーカーの乗用車に対する免税

SRO 562(1)/2014 (2014年6月26日付)によりSRO 577(1)/2005 (2005年6月6日付)内のアジア系乗用車に対する関税・税金の規定を改正。1969年関税法付則1(First Schedule to the Customs Act, 1969)、PCT heading No. 87.03に該当するさまざまな排気量のアジア系新中古乗用車の関税・税金(米ドルまたはパキスタンルピーでの相当額)を改めた。

3. 生産5年以上9年未満の自動車用ローンに対するガイドライン(銀行・開発金融機関)

BPRD Circular No. 7 of 2014 (2014年7月23日付)により、パキスタン中央銀行(State Bank of Pakistan-SBP)はPrudential Regulation for Consumer Financing, Regulation O-8を改正した。Regulation O-8は生産5年以上9年未満の自動車用ローンに統一したガイドラインの作成を指示するものである。

分類 B 鉱業・エネルギー

工業生産省 (Ministry of Industries and Production) が所管している。

<http://moip.gov.pk/>

第6章 石油・ガス・石炭(探査)

石油・ガス・石炭(探査)事業では、細かい規定が定められている。輸入、掘削・生産、精製、供給といった、あらゆる生産段階において、該当する法律の下、政府の承認や許可の取得が必要となる。また、市場で販売されている石油製品の価格も政府が定めており、関連企業はそれを遵守しなければならない。

石油、ガス&石炭に関わる主な企業は以下の通りである:

- Oil & Gas Development Corporation
- Pakistan Petroleum Limited
- United Energy Pakistan Limited
- National Refinery Limited
- Pakistan Refinery Limited
- Attock Refinery Limited
- PARCO
- Pakistan State Oil
- Shell Pakistan
- Caltex

石油天然資源省 (Ministry of Petroleum & Natural Resources) によるレポート

「Opportunities of Oil and Gas in Pakistan」では、本分野に関する情報が掲載されているので、一読することを薦める。

リンク:

<http://www.mpr.gov.pk/gop/index.php?q=aHR0cDovLzE5Mi4xNjguNzAuMTM2L21wbmIvdXNlcmZpbGVzMS9maWxlL3VwbG9hZHMvYnJvc2hlci9vcHBvcnR1bml0aWVzbnZ2cucGRm>

6-1. 関連法

石油・ガス分野で事業活動する場合、石油ガス規制庁〔Oil & Gas Regulatory Authority (OGRA)〕から免許を取得する必要がある。

以下、同分野に関連する法律を紹介する。

1. 液化天然ガス政策 (Liquefied Natural Gas Policy, 2011)
2. 液化石油ガス生産流通政策〔Liquified Petroleum Gas (Production and Distribution) Policy, 2011〕
3. 液化石油ガス生産流通政策ガイドライン〔Liquified Petroleum Gas (Production and Distribution) Policy Guidelines, 2013〕
4. 低熱量ガス価格政策 (Low BTU Gas Pricing Policy 2012)
5. マージナル／ストランデッド・ガスフィールド価格条件ガイドライン〔Marginal/ Stranded Gas Fields- Gas Pricing Criteria and Guidelines 2013 〕
6. 石油製品マーケティング(連邦規制)法〔Marketing of Petroleum Products (Federal Control) Act, 1974 〕
7. 鉱業法 (Mines Act, 1923)
8. 国家鉱業政策 (National Mineral Policy 2013)
9. 天然ガス規制庁(ライセンス)規則〔Natural Gas Regulatory Authority (Licensing) Rules, 2002〕
10. 天然ガス規則 (Natural Gas Rules, 1960)
11. 天然ガス料金規則 (Natural Gas Tariff Rules, 2002)
12. 石油ガス規制庁(天然ガス精製)規則〔Oil and Gas Regulatory Authority (Liquefied Natural Gas) Rules, 2007 〕
13. 石油ガス規制庁法 (Oil and Gas Regulatory Authority Ordinance, 2002
<http://www.ogra.org.pk/images/data/downloads/1132553559.pdf>)
14. 天然ガス(油田価格)規制〔Natural Gas (Well Head Price) Regulations 2009〕
http://www.ogra.org.pk/cats_disp.php?cat=13
15. パキスタン海洋石油(探査・生産)規則〔Pakistan Offshore Petroleum (Exploration and Production) Rules, 2003 〕

16. パキスタン海洋石油(探査・生産)規則[Pakistan Onshore Petroleum (Exploration and Production) Rules 2013]
17. パキスタン石油(探査・生産)規則[Pakistan Petroleum (Exploration and Production) Rules, 2001]
18. パキスタン石油(探査・生産)規則[Pakistan Petroleum (Exploration and Production) Rules, 2009]
19. パキスタン石油(生産)規則[Pakistan Petroleum (Production) Rules, 1971]
20. 石油政策 (Petroleum Policy, 2012)
21. 石油規則 (Petroleum Rules, 1937)
22. 鉱山油田鉱物開発(政府規制)法[Regulation of Mines and Oilfields and Mineral Development (Government Control) Act , 1948]
23. タイトガス(探査・生産)政策[Tight Gas (Exploration & Production) Policy 2011]
24. 天然ガス割当管理政策[Natural Gas Allocation & Management Policy 2005]
25. 液化天然ガス政策 (LNG Policy 2011)
26. 天然ガス第 3 者アクセス規制規則[Natural Gas Regulated Third Party Access (TPA) Rules 2012]
27. 天然ガス規制庁(ライセンス)規則改正
28. CNG 規則改正(2009 年 4 月 4 日付)
29. CNG 規則改正(2008 年 10 月 31 日付)
30. LPG 生産流通政策(Production and Distribution Policy 2006)
31. LPG 生産流通政策(Production and Distribution Policy 2001)
32. CNG 規則(CNG Rules 1992)
33. ライセンス規則(Licensing Rules 2002)
34. 料金規則(Tariff Rules 2002)
35. 所得税法(Income Tax Ordinance)第 6 章 2 項 第 100 条:
石油、ガス、鉱物鉱床の探査用に特別な規定が設けられている。
36. 所得税法付則 5 のパート I (5th Schedule, Part I, II):
石油、天然ガス、鉱物の探査に関連する。
37. 所得税法 付則 2 のパート IV「特定条項の免除」内の第 46 条:
同法第 10 章・153 条は適用不可となる。

38. 売上税法 付則 5 第 6・10・11 条 (Sales Tax Schedule V (for zero rating), Clause 6, 10 & 11)

6-2. 関係省庁、規制組織、業界団体

1. 石油・天然資源省 (Ministry of Petroleum & Natural Resources)
<http://www.mprn.gov.pk/gop/index.php?q=aHR0cDovLzE5Mi4xNjguNzAuMTM2L21wbnIvZGVmYXVsdC5hc3B4>
石油・ガスの生産と流通活動を管轄する。
2. 石油・ガス規制庁 (Oil and Gas Regulatory Authority)
<http://www.ogra.org.pk/>
3. シンド州石炭・エネルギー局 (Coal & Energy Department – Sindh)
<http://www.sindhcoal.gos.pk/>
4. 鉱山・鉱物開発局 (Mines and Minerals Development Department)
<http://www.smd.gov.pk/>
シンド州内での石油と天然ガスの生産活動を管理している。
5. パキスタン石油研究所 (Petroleum Institute of Pakistan)
<http://www.pip.org.pk/index.php>
6. パキスタン炭化水素開発研究所 (Hydrocarbon Development Institute of Pakistan)
<http://www.hdip.com.pk/>

6-3. 最近の法改正

1. 石油製品の輸入関税
SRO No. 1152(I)/2014 により、FBR は内燃機関用燃料 (HBOC、灯油、軽油ディーゼルや高速ディーゼルなど) の輸入・供給に対する課税率を 22% と規定した。

第7章 発電

発電は政府によって細かく規制されている分野であり、発電、送電、配電いずれの場合も政府からの許可が必要とされる。さらに、電力に賦課される関税も国家電力規制庁 (National Electric Power Regulatory Authority : NEPRA) によって承認される必要がある。

発電は主に NEPRA の所管である。

また、民間企業が発電業を始める場合、民間電力インフラ委員会 (Private Power and Infrastructure Board : PPIB) の承認を得る必要がある。

7-1. 関連法

発電・送電・配電規正法 (Regulation of Generation, Transmission and Distribution of Electric Power Act, 1997)

7-2. 関係省庁、規制組織、業界団体

1. 国家電力規制局 (National Electric Power Regulatory Authority : NEPRA)
<http://www.nepra.org.pk/>
2. 電力インフラ委員会 (Private Power and Infrastructure Board)
<http://www.ppib.gov.pk/>
3. 水力電力省 (Ministry of Water and Power)
<http://www.mowp.gov.pk/gop/index.php?q=aHR0cDovLzE5Mi4xNjguNzAuMTM2L21vd3Av>
4. 代替エネルギー開発委員会 (Alternative Energy Development Board)
<http://www.aedb.org/Main.htm>
5. パキスタン再生エネルギー技術委員会 (Pakistan Council of Renewable Energy Technologies)
<http://pcret.net.au.net/index.html>

7-3. 最近の法改正

歳入庁、中央銀行、証券取引委員会とも、特に無し。最新の規則、規制やガイドラインは各ウェブサイトで参照可能。

第8章 送電

送電会社は発電所から消費者までの電力供給を担う企業である。

各地区の配電会社「District Electric Supply Companies : DESCOs」は多数あり、カラチ地区担当の送電会社はK-Electric（ケー・エレクトリック）である。

発電、配電、送信事業は政府によって規制がされているため、これに類する事業活動を行う場合は、事前にライセンスを取得する必要がある。

8-1. 関連法

送電業者は NEPRA からのライセンス取得が必須となる。現在、送電免許を取得している会社は以下の2つである。

1. **国営送電配電公社(National Transmission & Dispatch Company : NTDC)**
供給地域:カラチを除いたパキスタン全域
2. **カラチ電力(K-Electric)**
供給地域:カラチ内

その他、発電・送電に関する法律は以下の通り。

1. **環境保護法(Environmental Protection Act, 1997)**
2. **国家電力規制庁法(National Electric Power Regulation Authority Act, 1997)**
3. **国家電力規制庁(料金標準・手続き)規則**
〔National Electric Power Regulation Authority (Tariff Standards and Procedure) Rules, 1998〕
4. **国家電力規制庁法(1997年)にかかる(料金標準・手続きに関する手数料)規則**
〔National Electric Power Regulation Authority Act, 1997 (Fees Pertaining to Tariff standards and Procedure) Regulations, 2002〕
5. **国家電力規制庁ライセンス規則**
〔National Electric Power Regulation Authority Licensing (Distribution) Rules, 1999〕
6. **パキスタン環境アセスメント手続き(Pakistan Environmental Assessment Procedure, 1997)**
7. **パキスタン環境保護法(Pakistan Environmental Protection Act, 1997)**
8. **発電プロジェクト政策(Policy for Power Generation Projects)**

9. 発電・送電・配電法〔Regulation of Generation, Transmission and Distribution of Electric Power (Amendment) Ordinance 2009〕

10. 発電・送電・配電法

〔Regulation of Generation, Transmission and Distribution of Electric Power Act, 1997〕

8-2. 関係省庁、規制組織、業界団体

民間電力インフラ委員会 (Private Power Infrastructure Board)

<http://www.ppib.gov.pk/>

民間発電プロジェクトや関連インフラを確立することにより、民間企業の電力事情参加を促進するために設立された委員会である。

8-3. 最近の法改正

特に無し

分類 C 卸小売

第9章 卸売

9-1. 関連法

1. パキスタン貿易政策(Pakistan Trade Policy)

<http://www.tdap.gov.pk/trade-policy.php>

① 輸出政策令(Export Policy Order 2013)

http://tdap.gov.pk/pdf/EXPORT_POLICY_ORDER_2013.pdf

輸出政策令「付則 1 (SCHEDULE-I)」に記述されている品目を除く、すべての物品が輸出可能である。輸出政策令のおもな内容は下記のとおり。

- ① 禁止事項および制限事項の緩和
- ② 出荷を中止した貨物の再輸出
- ③ アフガニスタンとアフガニスタンを通じた中央アジア諸国への輸出
- ④ 貨物の再輸出
- ⑤ 化学製品の輸出
- ⑥ 輸出加工区(EPZ)からの輸出
- ⑦ 「Duty Drawback Scheme」に基づいたアフガニスタン輸出に関するネガティブリスト
- ⑧ 最低輸出価格(Minimum Export Price)制限の対象物品

② 輸入政策令(Import Policy Order 2013)

http://tdap.gov.pk/pdf/IMPORT_POLICY_ORDER_2013.pdf

輸入政策令(Import Policy Order)に記述されている輸入禁止品目および輸入規制品目を除くすべての物品が輸入可能。また、パキスタン国立銀行(State Bank of Pakistan)の承認のもとすべての支払い方法(Commodity Exchange Arrangementsを含む)が許可されている。

輸入政策令のおもな内容は以下のとおりである。

- ① 禁止事項や輸入制限
- ② 中古機械設備の輸入
- ③ メーカーによる輸出製品生産のための原材料輸入

- ④ 一時輸入
- ⑤ 禁止事項と制限の緩和
- ⑥ 禁止品目(ネガティブリスト)
- ⑦ 規制品目
- ⑧ 放射性物質リスト
- ⑨ 着色料リスト
- ⑩ 輸入不可能な中古品や使用済み品のリスト
- ⑪ 出荷前検査機関のリスト
- ⑫ 個人用貨物、住居地移転、またはギフトスキームを利用して自動車を輸入する手順
- ⑬ インドから輸入が不可能な物品一覧
- ⑭ インドからワガ国境經由にて、陸路輸入が可能な品目
- ⑮ 輸入時にパキスタンの基準を満たさなければならない品目のリスト

2. 関税法 (Customs Act, 1969)

3. 関税規則 (Customs Rules, 2001)

9-2. 関係省庁、規制組織、業界団体

1. パキスタン貿易開発庁 (Trade Development Authority of Pakistan : TDAP)

<http://tdap.gov.pk/>

2. 商業省 (Ministry of Commerce)

<http://www.commerce.gov.pk/>

輸出入などの商業活動を規制する省。

3. シンド州工商局 (Industries & Commerce Department – Government of Sindh)

<http://www.sindh.gov.pk/dpt/Industries%20%20%20Commerce/pcoi.htm>

9-3. 最近の法改正

卸売業者や小売業者のための売上税特別手順

SRO 608(1)/2014 (2014年7月2日付)により、歳入庁は売上税特別手続き規則 (Sales Tax Special Procedure Rules 2007) に関して改正を行った。改正では、主に卸売業者や小売業者に関する登録要件 (Registration requirement) や、通常税率での支払い (Payment at Standard Rate) について変更された。

さらに、第 14 章に、売上税法付則 5 の 12 項に記された商品について追記を行った。同項は「無税スキーム利用のための条件 (Conditions and limitations for availing zero-rating facility)」に関するものである。

第10章 小売

10-1. 関連法

1. アンチダンピング税法 (Anti-Dumping Duties Ordinance, 2000)
2. アンチダンピング税規則 (Anti-Dumping Duties Rules 2001)
3. 関税法 (Customs Act, 1969)
4. 関税規則 (Customs Rules, 2001)
5. 国家関税委員会法 (National Tariff Commission Act, 1990)
6. 売上税法 (Sales of Goods Act, 1930)
7. 西パキスタン商店施設法 (West Pakistan Shops and Establishments Ordinance 1969)
8. 西パキスタン商店施設規則 (West Pakistan Shops and Establishments Rules 1969)

10-2. 関係省庁、規制組織、業界団体

シンド州工商局 (Industries & Commerce Department – Government of Sindh)
<http://www.sindh.gov.pk/dpt/Industries%20%20%20Commerce/pcoi.htm>

10-3. 最近の法改正

卸売業者や小売業者のための売上税特別手順

本レポート「第10章 卸売」にて記載。

分類 D サービス業

第11章 通信

情報通信サービスを提供するためのライセンスはパキスタン通信庁から取得する必要がある。2013年、高速無線データ通信 3G・4G のライセンスを通信庁が競売した。

パキスタンには多数の携帯電話サービスプロバイダー会社があり、インターネット接続を含む様々な通信サービスを提供している。

以下 パキスタンの主な携帯電話サービスプロバイダー会社である。

- Mobilink (モビリンク)
- Ufone (ユーフォン)
- Warid (ワリッド)
- Telenor (テレノール)
- Zong (ゾング)

11-1. 関連法

1. **パキスタン通信庁(機能および権限)規定**
[Pakistan Telecommunication Authority (Functions and Powers) Regulations, 2004]
2. **パキスタン通信規則(Pakistan Telecommunication Rules, 2000)**
3. **電信法(Telegraph Act, 1885)**
4. **国際電話交信における監視調停規制**
(Monitoring & Reconciliation of International Telephony Traffic Regulations, 2008)
5. **スパムおよび迷惑・詐欺・不快通信規制(Protection from Spam, Unsolicited, Fraudulent and Obnoxious Communication Regulations, 2009)**
6. **通信利用者保護規制(Telecom Consumers Protection Regulations, 2009)**

11-2. 関係省庁、規制組織、業界団体

パキスタン通信庁[Pakistan Telecommunication Authority (PTA)]

<http://www.pta.gov.pk/index.php?Itemid=1>

11-3. 最近の法改正

特に無し。

第12章 銀行

銀行は銀行会社法（Banking Companies Ordinance, 1962）に基づいて設立され、パキスタン中央銀行（State Bank of Pakistan）がライセンスを付与する。

12-1. 関連法

1. 所得税法（第 100 条 A、付則 7）
2. アンチマネーロンダリング規制（Anti-Money Laundering Regulations, 2008）
3. アンチマネーロンダリング法（Anti-Money Laundering Ordinance, 2009）
4. アセットマネジメント会社規則（Asset Management Companies Rules 1995）
5. 銀行会計証憑法（Banker's Book Evidence Act 1891）
6. 銀行会社規則（Banking Companies Rules, 1963）
7. 銀行会社法（Banking Companies Ordinance, 1962）
8. 電子処理法（Electronic Transactions Ordinance, 2002）
9. 金融機関（債権回収）法〔Financial Institutions (Recovery of Finances) Ordinance, 2001〕
10. ムダラバ企業およびムダラバ（株式発行・規制）法
〔Modaraba Companies and Modaraba (Floatation and Control) Ordinance, 1980〕
11. ムダラバ会社およびムダラバ規則（Modaraba Companies and Modaraba Rules, 1981）
12. 銀行（特別法廷）に関する訴訟法
〔Offences in Respect of Banks (Special Courts) Ordinance, 1984〕
13. 電子犯罪抑制法（Prevention of Electronic Crimes Ordinance, 2009）
14. 消費者金融健全性規制（Prudential Regulations for Consumer Financing）
15. 法人商業銀行健全性規制（Prudential Regulations for Corporate Commercial Banking）
16. 中小企業融資健全性規制（Prudential Regulations for SME Financing）
17. パキスタン中央銀行法（State Bank of Pakistan Act, 1956）
18. 仲買人および代理人登録法（Brokers & Agents Registration Rules, 2001）

12-2. 関係省庁、規制組織、業界団体

1. **パキスタン中央銀行 (State Bank of Pakistan)**
<http://www.sbp.org.pk/>
銀行および外国為替規制の主要機関
2. **商業省 (Ministry of Commerce)**
<http://www.commerce.gov.pk/>
輸出入などの商業活動を管轄する。
3. **財務省 (Ministry of Finance)**
<http://www.finance.gov.pk/>
4. **Pakistan Banks' Association (PBA)**
<http://www.pakistanbanks.org/>
SBP がライセンス付与した全銀行および金融機関の協会

PBA の会員は下記のとおりである：

国営銀行:

1. First Women Bank Limited
2. National Bank of Pakistan
3. SME Bank Limited
4. Sindh Bank Limited
5. The Bank of Khyber
6. The Bank of Punjab
7. The Punjab Provincial Cooperative Bank Limited
8. Zarai Taraqiati Bank Limited

民営化された銀行:

1. Allied Bank Limited
2. Habib Bank Limited
3. MCB Bank Limited
4. United Bank Limited

開発金融機関(Development Financial Institutions):

1. Khushhalibank Limited
2. National Investment Trust Limited
3. Pak Brunei Investment Company Limited
4. PAIR Investment Company Limited
5. Pakistan Kuwait Investment Company (Pvt.) Limited
6. Pak Libya Holding Company (Pvt.) Limited
7. Pak Oman Investment Company Limited
8. Saudi Pak Industrial & Agricultural Investment Company Limited

中小企業向け銀行:

1. The First Micro Finance Bank Limited

民間銀行:

1. Al Baraka Bank (Pakistan) Limited
2. Askari Bank Limited
3. Bank Alfalah Limited
4. Bank AL Habib Limited
5. BankIslami Pakistan Limited
6. Burj Bank Limited
7. Dubai Islamic Bank Pakistan Limited
8. Faysal Bank Limited
9. Habib Metropolitan Bank Limited
10. JS Bank Limited
11. KASB Bank Limited
12. Meezan Bank Limited
13. NIB Bank Limited
14. Samba Bank Limited
15. Silkbank Limited
16. Soneri Bank Limited
17. Standard Chartered Bank (Pakistan) Limited
18. Summit Bank Limited

外国銀行:

1. Barclays Bank PLC, Pakistan ※撤退、ハビブ銀行が買収予定

2. Citibank N.A., Pakistan
3. Deutsche Bank AG, Pakistan
4. HSBC Bank Oman S.A.O.G. (前 Oman International Bank S.A.O.G.) ※Meezan Bank が買収
5. Industrial and Commercial Bank of China Limited

非加盟銀行・開発金融機関(Non-Member Banks & Development Financial Institutions):

1. ADVANS Pakistan Microfinance Bank Limited
2. APNA Micro Finance Bank Limited (Formerly Network Micro Finance Bank Limited)
3. Bank of Tokyo Mitsubishi UFJ Limited, Pakistan
4. FINCA Microfinance Bank Limited
5. House Building Finance Company Limited
6. Industrial Development Bank Limited
7. NRSP Microfinance Bank Limited
8. Pak-China Investment Company Limited
9. Pak Oman Microfinance Bank Limited
10. Tameer Micro Finance Bank Limited
11. U Microfinance Bank Limited (Formerly Rozgar Microfinance bank Limited)
12. Waseela Microfinance Bank Limited

12-3. 最近の法改正

1. Compliance with ‘Foreign Account Tax Compliant Act’ (FATCA) of U.S.A

Circular No. 15 of 2014 (2014年6月24日付)にて、パキスタン証券取引委員会(SECP)は外国口座税務コンプライアンス法遵守のためのガイドラインを規定した。

同法は脱税防止のための米国の法律である。これに基づき、外資系金融機関は Inland Revenue Services に登録し、米国による取引を報告する必要がある。IRS に登録した金融機関には Participating FFIs のステータスが与えられる。また、これに応じない金融機関は Non-Participating FFIs とみなされ、IRS により米国源泉所得に 30%の源泉徴収税が課されるなどのペナルティーが伴う。FATCA 法やよくある質問などのウェブリンクは、同通達内に記載されている。

2. プルデンシャル規制(Prudential Regulations)

SBP は融資、ガバナンス、オペレーション、反マネーロンダリング対策のための健全性規制(プルデンシャル規制)に関する様々な通達を随時発行している。これら通達のほとんどは銀行政策・規制部門(Banking Policy & Regulation Department: BPRD)が発行する。

<http://www.sbp.org.pk/bpd/index.htm>

3. 未格付け民間大口借主に対するリスクウェイト

BPRD Circular Letter No. 25 of 2014 (2014年7月23日付)。SBP は2014年12月31日よりすべての金融機関から総額30億ルピー以上の負債残高(ファンドベース・非ファンドベースの総額負債残高から、担保とされた流動資産を差し引いた金額)を持つ民間の格付けされていない大口借主に対し、125%のリスクウェイトをかけることを指示した。民間セクターの格付けを促し、企業の財務健全性への洞察やシステミック・リスクの軽減を目的としている。

4. イスラム系子会社銀行の最低資本要件(Minimum Capital Requirement-MCR)

BPRD Circular No. 10/14(2014年10月17日付)。SBP は、従来の銀行のイスラム系子会社(銀行)の最低資本要件を5年以内に60億ルピーから100億ルピーに増加させることを指示した。

5. 自己資本比率規制 III (Basel Capital Accord III)の開示要件

BPRD Circular No. 11 of 2014 (2014年11月5日付)。SBP はバーゼル-IIIの導入に従い自己資本比率関連の開示要件用のテンプレートを修正した。バーゼル-IIIの導入はBPRD Cir. No. 6/13に既定されている。

6. サービスプロバイダーの財務の健全性

BPRD Circular No. 13 of 2014 (2014年12月11日)において、SBP は金融機関がサービス業者からサービスを得る際、事前にその提供者の財務の健全性を明確にしなければならぬと規定した。以下のような事項の確認が必要となる。

- 破産宣告されていないか
- 同社に対して下された判決が執行されているか
- 債権者と折り合いをつけ、借金を内済にしていないか
- 金融犯罪に関与していないか など。

7. 大企業に対するリスク・ウェイト

BPRD Circular Letter No. 02 (2015年1月9日付)において、SBPは50億ルピー以上の負債残高(担保とされた流動資産を差し引いた後の金額)を持つ民間の格付けされていない大口借主に対し115%のリスク・ウェイトをかけることを指示した。

第13章 建設

建物の建設には、住宅・商業・工場など建物の用途に応じて様々な規格や要件がある。その基準は、各州や管轄局の定めた建築法規に拠ってペース、高さなどが定められている。

同様に道路、橋、ダム、水路等の建設関連にも異なる基準がある。

建設基準の他にも、環境法など様々な規程を遵守する必要がある。高層ビルや発電プロジェクトなど、大型プロジェクトの場合は環境保護庁の承認も必要となる。

13-1. 関連法

建設業に関する各種関連法規は、以下のとおりである。

1. **兵営地法 (Cantonments Act, 1924) :**
兵営地内での建設活動に関する法律。
2. **カラチ建設都市計画規則 (Karachi Building & Town Planning Regulation, 2002) :**
カラチ都市公社の管轄にある、カラチ領域内での建設活動に関する規則。
3. **パキスタン建設法 (Pakistan Building Code, 1986) :**
建物の建設に関する耐震など様々な規準を規定。
4. **パキスタン環境保護法 (Pakistan Environmental Protection Act, 1997) :**
環境保護に関する法律である。道路、橋、高層ビルなどを建設の際に、環境アセスメントを行い、環境保護庁の承認を取得する必要がある。
5. **国家高速道路管理法 (National Highway Authority Act, 1991) :**
国道の建設に関して規定している。
6. **パキスタン・エンジニアリング協会法 (Pakistan Engineering Council Act, 1976) :**
エンジニアや請負業者の様々な部門(建設規模など)への登録及び建設契約の管理。
7. **シンド州官民連携法 (Public Private Partnership Act (Sindh), 2010) :**
官民連携モデルによる公共性の高いインフラプロジェクトを規定する法律。
8. **公共調達法 (Public Procurement Ordinance, 2002) :**
政府省庁や自治体など、公的機関による調達に関する法律。

9. シンド州公的調達管理局法 (Sindh Public Procurement Authority Ordinance, 2006) :
シンド州内の政府省庁、自治体などの公的機関による調達に関する法律。

13-2. 関係省庁、規制組織、業界団体

1. パキスタン・エンジニアリング協会 (Pakistan Engineering Council)
<http://www.pec.org.pk/>
建設業はエンジニアや請負業者をパキスタン・エンジニアリング協会に登録し、免許を得る必要がある。
2. シンド州官民連携ユニット (Public-Private Partnership Unit Sindh)
<http://www.pppunitsindh.gov.pk/site/>
このユニットは、シンド州政府の財務局に属しており、官民パートナーシップモデル内のインフラプロジェクトを特定・開発する。
3. 国際技術コンサルタント協会 (International Federation of Consulting Engineers)
<http://fidic.org>
4. 建築デベロッパー協会 (Association of builders and developers)
<http://www.abad.com.pk/about.php>
建設業者や開発者の事業者団体。

13-3. 最近の法改正

1. 入札者のシンド州歳入庁 (SRB) への登録義務
Notification No. SORI (SGA&CD)2-30/2010 により、公的事業・サービスへの入札者は SRB とパキスタン・エンジニアリング協会に登録する義務が課せられた。

分類 E 特別経済区/工業団地など

E-1. 関係省庁、規制組織、業界団体

輸出加工区庁(Export Processing Zone Authority)

<http://www.epza.gov.pk/>

輸出志向の事業用に様々な輸出加工区を設立する機関。同区内の事業は輸入関税の免除やほか様々な手当や補助を与えられ、輸出への後押しを受ける。

国家工業団地開発管理会社

[National Industrial Parks Development and Management Company(NIP)]

<http://nip.com.pk/>

パキスタン政府により設立された企業。NIP はパキスタン全土に世界標準の工業団地を設立することにより、国の産業成長を推進するために設立された。シンガポールのジュロンがデザインをアドバイスしている。

分類 F. 一般的に適用される法律

F-1. 税法

各業界、取引により、様々な税法があるが、主な税法を紹介する。
税関連の計画を立てる際には専門家の意見を得ることが薦められる。

1. 所得税法 (Income Tax Ordinance 2001)
2. 従業員老齢福利法 (Employees Old-Age Benefit Act, 1976)
3. シンド土地税法 (Sind Land Revenue Act 1967)
4. シンド土地税規則 (Sind Land Revenue Rules 1968)
5. 所得税規則 (Income Tax Rules, 2002)
6. 印紙税 (Stamp Act, 1899)
7. 関税法 (Customs Act, 1969)
8. 州従業員社会保障法 (Provincial Employees' Social Security Ordinance, 1965)
9. 労働者福利厚生基金規則 (Workers' Welfare Fund Rules, 1976)
10. 労働者福利厚生基金法 (Workers' Welfare Fund Ordinance, 1971)
11. 企業利益(労働者参加)法 [Companies Profits (Workers Participation) Act, 1968]
12. 企業利益(労働者参加)規則 [Companies Profits (Workers Participation) Rules, 1971]
13. 売上税法 (Sales Tax Act, 1990)
14. 売上税規則 (Sales Tax Rules, 2005)
15. ザカート・ウシュル法 (Zakat and Ushr Ordinance 1980)
16. 中央物品税法 (Central Excise Duty Act 1944)
17. 専門職税限定法 (Professional Tax Limitation Act 1976)
18. 登録税法 (Registration Act, 1908)
19. シンド州サービス売上税法 (Sindh Sales Tax on Services Act, 2011)
20. シンド州サービス売上規則 (Sindh Sales Tax on Services Rules, 2011)

F-2. 契約に関する一般的な法律

競争委員会法 (Competition Commission Act 2010)

http://dartways.com/uploaded/laws/competitionn_act_2010.pdf

独占的な地位の乱用、特定の契約の使用、欺瞞的マーケティングの実践などの禁止。また合併の承認。

F-3. 外国人に関する法律

1. 外国人婚姻法 (Foreign Marriage Act, 1903)
2. 会社(外国利子)法 [Companies (Foreign Interests) Act, 1918]
3. 外交官・領事特権法 (Diplomatic and Consular Privileges Act, 1972)
4. 移住法 (Emigration Act, 1922)
5. 移住法 (Emigration Act, 1976)
6. 移住法 (Emigration Ordinance, 1976)
7. 移住法 (Emigration Ordinance, 1979)
8. 移住規則 (Emigration Rules, 1959)
9. 移住規則 (Emigration Rules, 1979)
10. 敵対外国人令 (Enemy Foreigners Order, 1965)
11. パキスタン退去(管理)法 [Exit from Pakistan (Control) Ordinance, 1981]
12. 引渡法 (Extradition Act, 1903)
13. 引渡法 (Extradition Act, 1972)
14. 外国文化組織(機能規制)法 [Foreign Cultural Associations, (Regulation of Functioning) Act, 1975]
15. 外国民間投資(促進・保護)法 [Foreign Private Investment (Promotion and Protection) Act, 1976]
16. 外国関係法 (Foreign Relations Act, 1932)
17. 外国人(仮釈放者)令 [Foreigners (Parolees) Order, 1965]
18. 外国人法 (Foreigners Act, 1946)
19. 外国人令 (Foreigners Order, 1951)
20. 帰化法 (Naturalization Act, 1926)

21. 帰化規則 (Naturalization Rules, 1961)
22. パキスタン(入国管理)法 [Pakistan (Control of Entry) Act, 1952]
23. パキスタン市民法 (Pakistan Citizenship Act, 1951)
24. パキスタン市民規則 (Pakistan Citizenship Rules, 1952)
25. パスポート規則 (Passport Rules, 1974)
26. パスポート法 (Passports Act, 1974)
27. 外国人登録(免除)令 [Registration of Foreigners (Exemption) Order, 1962]
28. 外国人登録(免除)令 [Registration of Foreigners (Exemption) Order, 1966]
29. 外国人登録法 (Registration of Foreigners Act, 1939)
30. 外国人登録規則 (Registration of Foreigners Rules, 1966)

F-4. その他、共通する法律・省庁・部署

1. 国家関税委員会 (National Tariff Commission)

<http://www.ntc.gov.pk/>

商業省傘下。関税の合理化、例外関税の撤廃などの機能を持つ。アンチダンピング、相殺関税、セーフガードといった関税措置にかかる権限および調査機能を保持する。パキスタンの輸出者からの要請に基づき、WTO 関連問題について調査・対処する。

2. シンド州工商局 (Industries & Commerce Department- Sindh)

<http://www.sindh.gov.pk/dpt/Industries%20%20&%20Commerce/index.htm>

3. シンド州公共調達局 (Sindh Public Procurement Authority)

<http://pprasindh.gov.pk/index.php>

パキスタンの業種別関連法・関係機関ガイド

Copyrights (c) 2015 JETRO. All Rights Reserved.

2015年5月作成

発行人：日本貿易振興機構(ジェトロ)
カラチ事務所

2nd floor, Block B, Finance & Trade Center (FTC),
Shahrah-e-Faisal, Karachi 74400
Tel. +92-21-3563-0727
<http://www.jetro.go.jp/>

【免責事項】ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、一切の責任を負いません。これは、たとえジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。